

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	清泉女学院短期大学
設置者名	学校法人 清泉女学院

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学 共通 科目	学部等 共通 科目	専門 科目	合計		
	幼児教育科	夜間・通信			16	16	7	
	国際コミュニケーション科	夜間・通信			16	16	7	
		夜・通信						
		夜・通信						
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/support.php

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	清泉女学院短期大学
設置者名	学校法人 清泉女学院

1. 理事（役員）名簿の公表方法

ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/support.php

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	私立大学評議員 株式会社元理事	2020.4.1～ 2023.3.31	長野地区分科会の メンバー
非常勤	自営業	2020.4.1～ 2023.3.31	湘南地区の学校の 将来構想メンバー
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	清泉女学院短期大学
設置者名	学校法人 清泉女学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・シラバスに記載する項目を教務委員会で検討し、学習成果との一層の接続・関連づけや学生の予習、復習等の授業外の学修を支援するため、 ①学修成果と結びついた学修到達目標の明示、 ②各回の授業内容の具体的な記載、 ③各回の準備学習の内容、 ④課題に対するフィードバック方法の明示、 ⑤アクティブラーニング等の教育方針の明示、 ⑥ICT 活用の有無、 ⑦科目担当者の実務経験や関連資格の明示 等の項目を統一書式によって、すべて授業において全項目を記載する。 ・全教員に「シラバス執筆要領」「シラバス記入例」を配布し、適切な記載となるよう教務委員が点検を行っている。不備等があった場合は修正、加筆を依頼する。 ・3月下旬：シラバスの完成、ホームページへの掲載。 ・3月末：オリエンテーションで学生に説明。 ・シラバスにおける「学習到達目標」に示した当該科目が担う「学習成果」について、学生授業評価の結果をはじめ、科目によっては学外実習の状況や各種検定試験の結果等を踏まえながら検証・評価する。 ・シラバスにおける成績評価の基準の適切性を検証・評価し各科目の授業改善に活用するとともに、シラバスの質的保証に努めている。	
授業計画書の公表方法	ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/support.php
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・シラバス記載の成績評価方法（授業への参加姿勢・レポート・試験等のウェイト、また、遅刻・欠席に対する評価）に則り、各科目担当教員から提出された評価と単位について、教務委員会さらには教授会において審議し、単位制度の運用の考え方に沿って、学修成果を厳格かつ適正に評価し、単位授与、履修認定を行っている。 ・具体的には、「秀」（100点～90点）、「優」（89点～80点）、「良」（79点～70点）、「可」（69点～60点）に単位が認定され、「不可」（59点以下）は不合格とされる。他に「合格」の評価を採用する教科もある。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・本学は客観的な指標としてG P Aを用いている。 ・「G P A運用規程」を制定し、評価基準、成績表記、評価内容とそれぞれに対応するG Pを明記した評価基準を定めている。 ・「G P Aの算出方法」は「G P A運用規程」に定めている。 ・「G P A運用規程」はホームページにて公表し、かつ学生には「学生便覧」にも同様の内容を掲載することで周知を図っている。 <学期G P Aの算出方法> $\text{学期G P A} = \frac{\text{(各期に各授業科目で得た G P} \times \text{当該科目の単位数) の合計}}{\text{各期に履修登録した単位数の合計}}$ ・算出された数値の少数点第3位を四捨五入する。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	ホームページ、学生便覧 https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/support.php
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・本学では卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているほか、卒業の認定に関する方針を適切に実施するため、「卒業認定に関する規程」を制定し、卒業認定要件、認定時期、卒業認定の手続き等について定めている。 ・卒業認定は、学則に定める卒業に必要な単位数、並びに卒業認定に関する規程と同規程別表（出欠席、公欠について詳細を定めている）に基づいて行う。 ・卒業の認定に関する方針、「卒業認定に関する規程」はホームページにて公表し、かつ学生には「学生便覧」にも同様の内容を掲載することで周知を図っている。	
卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページ、学生便覧、大学案内 <ディプロマ・ポリシー> https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/jc.php <卒業認定に関する規程> https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/support.php

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	清泉女学院短期大学
設置者名	学校法人 清泉女学院

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/
収支計算書又は損益計算書	ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/
財産目録	ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/
事業報告書	ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/
監事による監査報告(書)	ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:	対象年度:
公表方法:	
中長期計画(名称:	対象年度:
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/jc/authorization/

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法: ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/jc/authorization/

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 幼児教育科、国際コミュニケーション科
教育研究上の目的（公表方法：ホームページ、学生便覧、大学案内） https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/jc.php
（概要） 【幼児教育科】学則第 1 条第 2 項 幼児教育科は、豊かな人間性と専門性をもつ保育者を養成することを目的とする。 【国際コミュニケーション科】学則第 1 条第 3 項 国際コミュニケーション科は、国際的視野と豊かなコミュニケーション力をもつ人間を育成することを目的とする。
卒業の認定に関する方針（公表方法：ホームページ、学生便覧、大学案内） ＜ディプロマ・ポリシー＞ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/jc.php ＜卒業認定に関する規程＞ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/support.php
（概要） ・本学では卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているほか、卒業の認定に関する方針を適切に実施するため、「卒業認定に関する規程」を制定し、卒業認定要件、認定時期、卒業認定の手続き等について定めている。 ・卒業認定は、学則に定める卒業に必要な単位数、並び卒業認定に関する規程と同規程別表（出欠席、公欠について詳細を定めている）に基づいて行う。 ・卒業の認定に関する方針、「卒業認定に関する規程」はホームページにて公表し、かつ学生には「学生便覧」にも同様の内容を掲載することで周知を図っている。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：ホームページ、学生便覧、大学案内） https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/jc.php
（概要） 【幼児教育科】 幼児教育科では、目指す保育者像に向けて、次の 4 つを編成方針とする。 (1) 幼稚園二種免許状や保育士資格等の取得に必要な保育の専門教育と、今日の保育に求められる基礎的教養と倫理観に必要な教養教育をともに備えた教育課程を編成する。 (2) 自ら考え課題解決に向けて行動する力や、保育に必要な表現力・創造力・感性の基礎を修得するよう、学生の個性と能力を伸ばすコースを設定するとともに、学外実習や卒業研究セミナー、教職保育実践演習等を充実する。 (3) 保育者に必要な体験力や人間関係力、学びの基礎力を修得するよう、入学前教育をはじめ、保育者セミナー等の初年次教育を充実する。 (4) 保育者に必要な社会性や判断力、他者を受容し他者と協働する力の基礎を修得するよう、保育の専門教育のほか、学園生活や課外活動、社会貢献活動等の機会を充実する。

【国際コミュニケーション科】 学科基礎科目、学科選択科目、コース専門科目の枠組に添って、バランスの取れた学習機会を具現するために、次の4つを編成方針とする。 (1) キャリア形成や、社会人としての基礎力と倫理観の育成に必要な科目や活動を充実させる。 (2) 社会人としての基礎的教養・知識の学習機会を充実させ、自律した学習者を育成できる科目編成を行う。 (3) 学生の個性と能力を伸ばし専門性を高める系統的学修形態を設定し、資格取得支援体制を充実させる。 (4) アクティブラーニングを通じ、「清泉スピリット5つの力」の育成を促進するプロジェクト型授業や活動の充実を図る。
入学者の受入れに関する方針（公表方法：ホームページ、学生便覧、大学案内、募集要項） https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/jc.php
（概要） 【幼児教育科】 幼児教育科では、次のような学生を求める。 (1) 目標とする保育者に向けて強い意志と志望を持ち、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格等の取得に向けて意欲的に学修する学生 (2) 保育の現場で求められる自ら考え行動する力や、表現力や創造力、感性を磨こうと自ら努力する学生 (3) 保育者に必要な学びに向かう力、人間力、社会性のために、積極的に地域貢献活動に参加し、他者とのかかわろうとする学生 (4) 子どもや保育への関心を持ち、子どもやその育ちの理解に向けて広い視野をもとうとする学生 【国際コミュニケーション科】 国際コミュニケーション科では、次のような学生を求める。 (1) 地域や他者に貢献できる社会人を目指し、自分自身を高めようと学修する学生 (2) 学問を通じた基礎的教養・知識の学習に意欲的に取り組む学生 (3) 専門的知識を探究し、資格取得に向けて意欲的に努力する学生 (4) 科目履修や活動を通して、他者と積極的に関わり、問題解決力・思考力・表現力・行動力を高めようとする学生

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/jc.php

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	1 人	－					1 人
幼児教育科	－	5 人	1 人	2 人	0 人	0 人	8 人
国際コミュニケーション科	－	3 人	2 人	5 人	0 人	0 人	10 人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
1 人		48 人					49 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：ホームページ https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/jc.php					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
幼児教育科	100 人	89 人	89.0%	200 人	196 人	98.0%	0 人	0 人
国際コミュニケーション科	80 人	59 人	73.8%	160 人	116 人	72.5%	0 人	0 人
合計	180 人	148 人	82.2%	360 人	312 人	86.7%	0 人	0 人
(備考)								

b. 卒業者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
幼児教育科	97 人 (100%)	4 人 (4.1%)	91 人 (93.8%)	2 人 (2.1%)
国際コミュニケーション科	74 人 (100%)	8 人 (10.8%)	60 人 (81.1%)	6 人 (8.1%)
合計	171 人 (100%)	12 人 (7.0%)	151 人 (88.3%)	8 人 (%)
(主な進学先・就職先)（任意記載事項）				
(備考)				

c. 修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要) ・シラバスに記載する項目を教務委員会で検討し、学習成果との一層の接続・関連づけや学生の予習、復習等の授業外の学修を支援するため、 ①学修成果と結びついた学修到達目標の明示、 ②各回の授業内容の具体的な記載、 ③各回の準備学習の内容、 ④課題に対するフィードバック方法の明示、 ⑤アクティブラーニング等の教育方針の明示、 ⑥ICT 活用の有無、 ⑦科目担当者の実務経験や関連資格の明示 等の項目を統一書式によって、すべて授業において全項目を記載する。 ・全教員に「シラバス執筆要領」「シラバス記入例」を配布し、適切な記載となるよう教務委員が点検を行っている。不備等があった場合は修正、加筆を依頼する。 ・3月下旬：シラバスの完成、ホームページへの掲載。 ・3月末：オリエンテーションで学生に説明。 ・シラバスにおける「学習到達目標」に示した当該科目が担う「学習成果」について、学生授業評価の結果をはじめ、科目によっては学外実習の状況や各種検定試験の結果等を踏まえながら検証・評価する。 ・シラバスにおける成績評価の基準の適切性を検証・評価し各科目の授業改善に活用するとともに、シラバスの質的保証に努めている。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要) <学修の成果に係る評価> ・シラバス記載の成績評価方法（授業への参加姿勢・レポート・試験等のウェイト、また、遅刻・欠席に対する評価）に則り、各科目担当教員から提出された評価と単位について、教務委員会さらには教授会において審議し、単位制度の運用の考え方に沿って、学修成果を厳格かつ適正に評価し、単位授与、履修認定を行っている。 ・具体的には、「秀」（100点～90点）、「優」（89点～80点）、「良」（79点～70点）、「可」（69

点～60 点) に単位が認定され、「不可」(59 点以下) は不合格とされる。他に「合格」の評価を採用する教科もある。

- ・本学は客観的な指標としてG P Aを用いている。
- ・「G P A運用規程」を制定し、評価基準、成績表記、評価内容とそれぞれに対応するG Pを明記した評価基準を定めている。
- ・「G P Aの算出方法」は「G P A運用規程」に定めている。
- ・「G P A運用規程」はホームページにて公表し、かつ学生には「学生便覧」にも同様の内容を掲載することで周知を図っている。

<学期G P Aの算出方法>

- (各期に各授業科目で得た G P ×当該科目の単位数) の合計
- ・学期G P A =
$$\frac{\text{各期に履修登録した単位数の合計}}$$
- ・算出された数値の少数点第 3 位を四捨五入する。

<卒業認定に当たっての基準>

- ・本学では卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を定めているほか、卒業の認定に関する方針を適切に実施するため、「卒業認定に関する規程」を制定し、卒業認定要件、認定時期、卒業認定の手続き等について定めている。
- ・卒業認定は、学則に定める卒業に必要な単位数、並び卒業認定に関する規程と同規程別表（出欠席、公欠について詳細を定めている）に基づいて行う。
- ・卒業の認定に関する方針、「卒業認定に関する規程」はホームページにて公表し、かつ学生には「学生便覧」にも同様の内容を掲載することで周知を図っている。

学部名	学科名	卒業に必要な単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
	幼児教育科	66 単位	有・無	単位
	国際コミュニケーション科	66 単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
G P Aの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：ホームページ

<https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/jc.php>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
	幼児教育 科	670,000 円	280,000 円	260,000 円	
	国際コ ミ ュ ニ ケー ション科	670,000 円	280,000 円	260,000 円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） ■教務学生部が授業の履修、定期試験および成績、免許・資格取得に関すること。授業を受講するために必要な手続きや修学の不安を解決する窓口となっている。 ・授業科目の履修登録については、3月のオリエンテーション時に詳細に説明。 ・休講・補講・時間割・集中講義の日程や教室変更等の連絡はすべて掲示板にて連絡。 ・当日の急な休講などは、連絡網システムで携帯メールへの情報提供も行っている。 ・不合格になった科目について、担当教員が認めた場合に限り再試験を実施することがある。 ・卒業や免許・資格に関して必要な単位数がよく分からない。検定試験に合格したものを単位認定したい。他大学（入学前の大学・短大、単位互換制度利用大学、国外・国内留学先大学）等で修得した単位を本学で読み替えてほしい等の問い合わせも受け付けている。 ■履修科目・成績評価の確認は本学ホームページの「学生専用 Web サービス」より確認できる。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） 【幼児教育科】 時代のニーズと社会で求められている人材を把握しながら、学生一人ひとりの個性に磨きをかけ、視野を広げ、新たな可能性を発見できるよう、親身になって支援している。 ■保護者進路相談会（1年10月） 清泉祭開期中に、保護者に向けた進路相談会を開催。就職環境や現状など理解してもらいながら、家庭との連携を深め、学生のサポートをしていくことを目的としている。 ■進路ガイダンス（1年12月～） 卒業後の進路について具体的に考え始められるよう、進路準備・就職活動の進め方や就職先の選び方、受験対策などについて紹介する。 ■先輩たちの体験談を聞く会（1年1月） 今後の進路選択や活動準備の参考となるよう、幼稚園・保育園・認定こども園・施設・民間企業・公務員・編入学など進路先の異なる先輩から、自らの進路選択の動機や活動の流れ・アドバイスなどを聞く。 ■個別ヒアリング・相談（2年4月～） 一人ひとりの学生から進路希望を聞きながら疑問点についても対応する。また、就職活動状況に応じた個別相談を随時行っていく。 ■マナー講座（2年5月） 社会人として求められる基本マナー（敬語、電話・接客の対応、手紙、メール）やルール、

就職活動で必要となる対応などについて学ぶ。

■面接対策セミナー（2年5月）

就職試験での面接の流れとポイントについて理解することを目的に、模擬面接を通して講師からアドバイスをもらい、面接対策の参考とする。

■就職活動支援（随時）

個別ヒアリングをもとに、タイムリーな求人情報の紹介、就職を希望する幼稚園・保育園・認定こども園・施設での保育体験・学習の支援を行う。

■フォローアップセミナー（2年11月）

免許資格に関する実習が終わり、かつ、ほとんどの学生の就職先が決まるこの時期に、社会に出るために必要なことを改めて確認し、保育者としての意識をさらに高める。また、早期離職防止も含めた就業直前支援として行っている。

■公務員対策講座

地方公務員の上級・初級の一般教養（特に数的処理を中心）に対応した特別対策講座を無料で開講している。3ヶ月（5～7月）で24時間と充実した講座。模擬試験を行い、個々の実力に応じた指導を行っている。

【国際コミュニケーション科】

時代のニーズと社会で求められている人材を把握しながら、学生の個性に磨きをかけ、視野を広げ、新たな可能性を発見できるよう、親身になって対応している。

■確かな実績を支える頼もしいサポート体制

- ・ 多彩な就職支援プログラムをタイムリーに実施
- ・ きめ細かな個別サポート
- ・ 地域企業などとの強いパイプ
- ・ インターシップを積極的に推進

■編入学・留学もしっかりサポート

1年次の希望調査に始まり、説明会、面談、個別サポートなど国内・海外に関わらず、過去の経験と実績をもとにしっかり支援する。

■進路スタートガイダンス（1年7月）

卒業後の進路、働くことを具体的に考え始め、就職活動の流れを想像しながら、今からすべきことについて理解する。

■進路目標面談（1年9月）

個々の学生の性格や適性、現在描いている将来像などを把握しながら、それぞれにあった目標設定を行う。

■キャリア系授業との連携（1年9月～）

自己分析・履歴書の書き方など実践的な講座や先輩との座談会などを通じて、就職活動の基本を身につけ、働くことへの意識を高めていく。また、大学への編入学などについても説明する。

■就職ガイダンス・セミナー（1年9月～）

キャリア支援センタースタッフや企業採用担当者による情報提供の場をタイムリーに設けている。就職環境・活動の流れを理解しながら、自己理解・職業理解を図り、職業選択の幅と視野を広げ、それぞれの学生が目的を持ち主体的な活動ができるような支援を目指している。

■個別ヒアリング・相談（1年1月～随時）

一人ひとりの学生にヒアリングを行い、それぞれの進路希望を聞きながら、進路相談や疑問点についても対応する。また、今後の行動計画などをアドバイスしていく。

■企業合同説明会（1年2月）

幅広い業種の企業が集まり、本学学生のための企業説明会を行う。この会を就職活動の具体的なスタートとして位置づけている。多くの企業と出会い、自分の志望する分野や可能性を広げていく。

■保護者進路相談会（1年2月）

保護者の方に就職環境や現状など理解していただきながら、家庭との連携を深め、学生サポ

ートをしていくことを目的として開催する。

■就職活動支援（随時）

個別相談を随時行い、それぞれの就職活動の状況や希望に合わせたアドバイス、企業からの求人情報の提供など継続的に行っていく。また、担当教員とも相互に連携してきめ細かなサポートを行う。

■就業直前講座（2年1月）

卒業を間近に控えた時期に行い、社会に出るために必要なことを改めて確認し、働くことへの意識をさらに高める。また、早期離職防止も含めた就業支援として行っている。

■公務員対策講座

地方公務員の上級・初級の一般教養（特に数的処理を中心）に対応した特別対策講座を無料で開講している。3ヶ月（5～7月）で24時間と充実した講座。模擬試験を行い、個々の実力に応じた指導を行っている。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

（概要）

【保健室】

学内での病気・ケガの対応だけでなく、日常の生活において身体的、精神的な悩み等の相談にも対応している。

＜定期健康診断＞

定期健康診断を毎年年度初めに行っている。

【学生相談室】

ストレスや何か悩みごとがあるとき、聞いてほしいことがあるとき、友人関係で悩んでいるとき、学校に足が向かなくなりそうなとき、有効に利用してもらうよう勧めている。

（保健室と別室）

＜教職員のための学生相談活用ガイド＞

「教職員のための学生相談活用ガイド」を作成し、学生の学生相談室の利用等について、教職員に周知している。

＜学生相談室だより＞

学生相談室を身近に感じてもらえるよう、学生相談室からの情報を発信している。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：ホームページ

<https://www.seisen-jc.ac.jp/disclosure/jc.php>

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「―」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	F220310105936
学校名	清泉女学院短期大学
設置者名	学校法人 清泉女学院

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		39人	41人	43人
内 訳	第Ⅰ区分	22人	27人	
	第Ⅱ区分	―	―	
	第Ⅲ区分	―	―	
家計急変による支援対象者（年間）				―
合計（年間）				45人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（1）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

（2）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定		0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下）		0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況		0人	0人
「警告」の区分に連続して該当		—	—
計		—	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間		前半期	0人	後半期	0人

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)		0人	0人
G P A等が下位4分の1		—	—
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況		0人	0人
計		—	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。